

北上市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

北上市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年北上市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（支給申請） 第2条 <u>法第5条第1項</u>に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令第13条に規定する住居確保給付金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。 （1）～（3） [略] 様式第1号（第2条関係） [略] 誓約事項 1 住居確保給付金の受給中、<u>次の就職活動要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること。</u> <u>ただし、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第3条第2項に該当する者については、次の第2号及び第3号の就職活動要件を満たすことを要しない。</u> （1）～（3） [略]	（支給申請） 第2条 <u>法第6条第1項</u>に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令第13条に規定する住居確保給付金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。 （1）～（3） [略] 様式第1号（第2条関係） [略] 誓約事項 1 住居確保給付金の受給中、<u>公共職業安定所等での求職活動を行う者にあつては、自立相談支援機関の作成するプランに基づく次の就労支援要件及び求職活動要件を満たすこと。</u> （1）～（3） [略] 2 <u>住居確保給付金の受給中、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第3条第2号に該当する者であつて、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る</u>

<u>2</u> 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが<u>国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。</u> <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] [略]	<u>取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるものにあつては、自立相談支援機関の作成するプランに基づく次の就労支援要件を満たすこと。</u> <u>(1) 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける</u> <u>(2) 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける</u> <u>(3) 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う</u> <u>3</u> 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと。 <u>4</u> [略] <u>5</u> [略] [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。